

令和8年第2回奥州市議会臨時会付議事件

(令和8年3月26日)

- 報告第1号 議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

## 報告第1号

議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約の変更にについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月26日提出

奥州市長 郷右近 浩

## 専決第1号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月17日に議会の議決を経た（仮称）奥州西学校給食センター新築機械設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更する。

#### 1 工事名

（仮称）奥州西学校給食センター新築機械設備工事

#### 2 請負者

住所 岩手県奥州市胆沢小山字峠27番地1

氏名 （株）ワールド設備機器・（株）双葉設備アンドサービス特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

株式会社ワールド設備機器

代表取締役社長 岩渕 清和

構成員

株式会社双葉設備アンドサービス

代表取締役 小笠原 敏之

#### 3 変更の内容

| 項目   | 変更前          | 変更後          |
|------|--------------|--------------|
| 契約金額 | 731,500,000円 | 740,696,000円 |

令和8年2月17日

奥州市長 倉 成 淳

## 報告第2号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月26日提出

奥州市長 郷右近 浩

## 専決第2号

### 専決処分書

奥州市水沢字釜田地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

#### 2 損害賠償の額

97,396円

#### 3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を60対40とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額162,327円のうち97,396円を支払う。

#### 4 損害賠償の原因

令和8年2月12日午前7時30分頃、相手方が奥州市水沢字釜田地内の市道谷地明円大明神線を自動車で走行中、剥離した舗装版が跳ね上がり、当該車両底部を損傷させたことによる。

令和8年3月11日

奥州市長 倉 成 淳